

令和7年（2025年）度版

教師用手引き



学年	1年	2年	3年	氏名
組				
番号				

熊本県

熊 本 県

「もっと、自分らしく」教師用手引き 目 次

授業展開例

1	「女らしさ」「男らしさ」ってなに？ 【生徒用 P 1 ～ 2】	
	授業展開例	1
2	「デートDV」ってなに？ 【生徒用 P 3 ～ 4】	
	授業展開例	2
3	家事・育児はだれの仕事？ 【生徒用 P 5 ～ 6】	
	授業展開例	3
4	労働や雇用における男女の格差 【生徒用 P 7 ～ 8】	
	授業展開例	4
5	男女共同参画社会の実現に向けて 【生徒用 P 9 ～ 10】	
	授業展開例	5
6	たくさんの可能性を広げ、輝く自分になろう！ 【生徒用 P 11 ～ 12】	
	授業展開例	6

参考資料

1	関係法令・条例等	7
2	統計資料	
(1)	熊本県の人口等	9
(2)	固定的性別役割分担意識（熊本県）	11
(3)	仕事と生活の両立の状況	12
(4)	教育の状況	13
(5)	就業分野における男女共同参画	14
(6)	政策・方針決定過程への女性の参画	16
(7)	DV（配偶者等からの暴力）	18
*	参考資料に関するインターネットURL一覧	19
3	用語解説	20
	「ジェンダー」（社会的性別）の視点	
	「ポジティブアクション」について	
	性的指向・性自認に関する人権	
4	男女共同参画を進めるための県の主要施策	22
5	世界・日本・熊本県における男女共同参画の動向	23

は じ め に

男女共同参画社会を目指す高校生向けガイドブック『もっと、自分らしく』は、21世紀に生きる子どもたちの、自らの意思に基づく生き方の選択を促す学習充実のため、平成9年度から作成してきました。

男女共同参画社会とは、「男女がお互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる社会」(男女共同参画社会基本法の前文より)と定義されています。つまり、社会の一人一人がお互いを認め合い、お互いを思いやり、その中で一人の人間として尊重され、誰もが「自分らしく生きる」ことができる社会のことです。そのような社会の必要性に一人一人が気づき、みんなで築き上げていくことが大切です。

我が国においては、憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けたさまざまな取組が行われてきましたが、まだ多くの課題が残されているのが現状です。

また、性別によって生き方、考え方、役割などを決めてしまうといった意識が残っているところがあり、それは、子どもたちの考え方や生き方にも影響を及ぼしてしまうことにもなります。わたしたちが願っているのは、子どもたち一人一人が、個性や能力を発揮し、自分の思いや考えで輝く未来を作ってほしいということです。

男女共同参画社会を目指す『もっと、自分らしく』は、そうした願いをかなえるもの、21世紀が子どもたちにとって希望で輝くものとなるように作成しています。また、少しでも授業等で活用しやすいものとなるよう心がけて作成しています。

この「教師用手引き」には、『もっと、自分らしく』を活用して授業等を行う際の「授業展開例」と「参考資料」を掲載しています。作成にあたっては、熊本県教育庁高校教育課と人権同和教育課に協力していただきました。先生方に、LHR、家庭科などの時間に有効活用していただき、子どもたちが「自分らしく」生きることの一助となれば幸いです。

授業展開例

1 「女らしさ」「男らしさ」ってなに？ <生徒用 P 1～2>

〔「LHR」における授業展開例〕

(1) 学習指導要領での位置づけ

高等学校学習指導要領 第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕 2 内容

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ア 学校生活と社会的・職業的自立の意義の理解

ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

(2) ねらい

進路や職業選択の側面から、性別による固定化された意識の存在に気付く。

自分の個性や能力を活かした進路や生き方を選択することの大切さに気付く。

(3) 展開例

学習活動	資料のポイント(○)	指導上の留意点(●)	資料等
マンガを通して感じたことや気付いたことを出し合う。	○ マンガの内容をおさえる。 ○ 「リケジョ」「女なのに…」 ○ 「保育士って女の仕事…」 ○ 「研究者は男」「保育士は女」 ○ 「男は理系、女は文系」	● 同じような経験や、見聞きした情報等を自由に交換させる。	P 1 マンガ資料 「女らしさ」 「男らしさ」 ってなに？
関連資料を見る。	○ 分野・職種で男女の差異(資料では「格差」と記載)がある。 ○ 研究者に占める女性の割合においては、国際的に比較してかなり低い。	● 関連資料をしっかりと読み取らせ、進路や職業選択において男女に大きな差異(資料では「格差」と記載)がある、という現状について理解させる。	P 2 グラフ資料
だれもが自分の個性や能力を発揮し、生き生きと生活している社会にするためにはどうしたらよいか考える。	〔解答例〕 性別によるイメージで物事を決めつけない。その人を判断しない。 「自分らしさ」を大切に、自分の生き方を狭めない。 「その人らしさ」も認め、大切にする。 など	● 生徒の自由な意見を尊重する。 ● 性別によるイメージで物事を見たり、人を判断したりしないことをおさえる。 ● 「自分らしさ」や友だちの「その人らしさ」を認めることの大切さに気付かせる。	P 2 Your voice
まとめ資料を読む。	○ 固定観念による思い込みや決めつけたものの見方が、偏見や差別につながっていること。	● 自分の身の回りに思い込みや決めつけたものの見方がないか、また自分自身を振り返らせ、自分らしい生き方をするものの大切さに気付かせる。	P 2 まとめ

社会に進出することのみではなく、家事や育児に専念するという進路選択があっても、それは否定されるものではない。あくまでも「自分らしい生き方」を選択していくことの大切さを理解させたい。

2 「デートDV」ってなに？ <生徒用 P 3 ~ 4 >

〔「LHR」における授業展開例〕

(1) 学習指導要領での位置づけ

高等学校学習指導要領 第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕 2 内容

(2) 日常生活や学習への適応と自己の成長及び健康安全

イ 男女相互の理解と協力

(2) ねらい

DVやデートDVにおける人権侵害等の現状を知り、男女の性の尊重について理解する。

男女が相互の理解を深め、互いに人権を尊重し合い、対等でよりよい関係を築いていこうとする態度を養う。

(3) 展開例

学習活動	資料のポイント(○)	指導上の留意点(●)	資料等
マンガを通して感じたことや気付いたことを出し合う。	○マンガの内容をおさえる。 ○「彼氏と友だちと、どっちが大事なんだ」「携帯見せろ」「私が我慢すればいいんだから」「勇気を出して…」	●同じような経験や、見聞きした情報等を自由に交換させる。	P 3 マンガ資料 「デートDV」ってなに？
関連資料を見る。	○「DV」の意味や相談件数推移。 ○「デートDV」の意味や事例。 ○グラフから被害者は女性、加害者は男性が多いこと。10代の経験者が多いこと。男性が被害にあう場合も多いこと。	●関連資料から、「DV」「デートDV」の現状を理解させる。 ●身体だけではなく、精神的・経済的暴力もありえることを理解させる。	P 4 資料:「DV」って何？ 「デートDV」って何？
身近な人への暴力をなくし、男女が互いを思いやることのできる社会にするには、どうしたらよいか考える。	〔解答例〕 「女のくせに」などの性別による固定的な意識で判断しない。 相手の気持ちを考える。 傷つけられたり、苦しめられたりしたときには気持ちをしっかりと伝える勇気をもつ。 我慢しないで相談する。 友だちの変化や困っている様子に気付いたら声をかける。 など	●生徒に自由に意見を考えさせる。 ●友だちの変化や、困っている様子に気づき、声をかけることの大切さを理解させる。 ●友だちの変化や、困っている様子に気付いたら、身近な大人や相談機関に連絡し、相談することを理解させる。	P 4 Your voice
まとめ資料を読む。	○不安なことがあったら、友だちや身近な大人、外部の相談機関等に相談する勇気をもつこと。 ○DVは犯罪であり、大きな社会問題であること。	●親しいからこそ互いの思いを尊重し合い、自分の気持ちを伝えることの大切さを理解させる。	P 4 まとめ資料「相談しよう」

3 家事・育児はだれの仕事？ <生徒用 P 5～6>

〔「家庭」における授業展開例〕

(1) 学習指導要領での位置づけ

高等学校学習指導要領 第2章 第9節 家庭

第2款 第2 家庭総合 2 内容

A 人の一生と家族・家庭及び福祉

(2) 青年期の自立と家族・家庭及び社会

(2) ねらい

固定的性別役割分担意識や家庭における家事・育児の現状を理解する。

男女が家族の一員としての役割を果たし、協力して家庭を築き生活を営むことの重要性を理解する。

(3) 展開例

学習活動	資料のポイント(○)	指導上の留意点(●)	資料等
マンガを通して感じたことや気付いたことを出し合う。	○ マンガの内容をおさえる。 ○ 「共働きだから、家事は分担」「育児休業って、母親が取るもんじゃないの」「育児休業は母親・父親のどちらが取ってもいい」「職場の上司や同僚も理解してくれた」	● 生徒の各家庭の様子や経験を思い起こさせながら、自由に意見交換させる。	P 5 マンガ資料 「家事・育児はだれの仕事？」
関連資料を見る。	○ 共働き世帯が増えていることや男性の家事育児への協力がたいへん少ないこと。 ○ 育児休業取得率や、家事育児に関する国際比較を見ても、男性の家事・育児への協力がたいへん少ないこと。	● 資料等を提示しながら、我が国の現状に気付かせる。	P 6 資料：「共働き世帯数の推移」、「夫婦の生活時間」、「家事や育児の現状」
我が国の男性は、家事育児への協力が少ない理由について考える。	〔解答例〕 女性が家事・育児をするほうがよい」という考え方が、未だに残っているから。 男性は長時間仕事をしていて、家事・育児の時間が取れないから。 など ○ 「固定的性別役割分担」の意味とその意識の現状	● 生徒各自の家庭の状況等をふまえながら、自由に意見を考えさせる。 ● 「固定的性別役割分担」による意識が日常的に根強く残っていることに気付かせる。（「教師用手引き」にその他の資料掲載）	P 6 Your voice 資料：「固定的性別役割分担」、その他の資料（教師用手引き）
「男性の育児休業取得率向上をめざす 熊本県」を読む。	○ 「育児休業制度」の内容(男女とも育児や介護のための休業を取ることができること。男性の育児休業取得が推進されていること)	● 資料を読み、働きながら子育てを行うための支援制度の整備が進められていること、また周囲の理解が必要であることを理解させる。	P 6 資料：「男性の育児休業取得率向上をめざす 熊本県」

4 労働や雇用における男女の格差 <生徒用 P 7 ~ 8 >

〔「公民」における授業展開例〕

(1) 学習指導要領での位置づけ

高等学校学習指導要領 第2章 第3節 公民

第2款 第1 公共 2 内容

B 自立した主体としてよりよい社会の形成に参画する私たち

(2) ねらい

我が国の労働や雇用等における男女の格差の状況について理解する。

経済社会で女性の活躍を促進することは、我が国の経済の活性化につながるものとして期待されていることを理解する。

(3) 展開例

学習活動	資料のポイント(○)	指導上の留意点(●)	資料等
マンガを通して感じたことや気付いたことを出し合う。	○ マンガの内容をおさえる。 ○ 「自分で会社を立ち上げた」「姉ちゃんは社長」「自分がやりたい仕事させてもらえない」「女性は結婚や出産を機会にやめていく人も多い」「課長にはなかなかない」「もっと女性が働き甲斐のある職場が増えてもいいのかも」	● 生徒が感じたことを自由に意見交換させる。	P 7 マンガ資料 「労働や雇用における男女の格差」
関連資料を見る。 別資料で、管理職の割合等の資料もつける。	○ 熊本県の労働者における正規職員・従業員である割合は男性が高く、大きな差がある。 ○ 男女の給与の格差がみられる。	● 正規職員の割合や給与について、男女に大きな格差が見られることをグラフから読み取らせる。	P 8 資料:「熊本県の就業形態別雇用労働者の男女割合」、「熊本県の男女別所定内給与及び男女格差」
年齢階級別正規雇用比率の資料から、日本女性の正規雇用比率の特徴を捉える。	○ 日本の女性の正規雇用比率は25～29歳をピークに低下し続けている「L字」のカーブを描いていること。 〔解答例〕 日本の女性は結婚や出産を機に職を離れている。 その後再就職する際には非正規での雇用が多い。 このような女性の働き方が、男性との格差の原因のひとつとなっている。 など	● 理由について話し合わせる。データ1、2と関連させ、雇用形態や給与にも差があることに気付かせる。(諸外国の資料を手引書につける。) ● その背景として、「女は家庭」という意識の高さや、子育てしながら仕事を続けることの難しさがある、という点に気付かせたい。	P 8 資料:「L字カーブ～女性の年齢別正規雇用比率」 Your voice
「指導的地位に女性が占める割合」	○ 指導的地位に占める女性の割合の上昇を政府が推進している。	● 資料から、政府も女性の活躍と経済の活性化を図るた	P 8 資料:「指導的

合」を読む。	(女性のキャリアアップや男女平等の職場づくりが求められている。)	めの取組を進めていることを理解させる。	地位に女性が占める割合」
--------	----------------------------------	---------------------	--------------

5 男女共同参画社会の実現に向けて <生徒用 P 9 ~ 10 >

〔「公民」における授業展開例〕

(1) 学習指導要領での位置づけ

高等学校学習指導要領 第2章 第3節 公民

第2款 第1 公共 2 内容

A 公共の扉

(3) 公共的な空間における基本的原理

(2) ねらい

男女共同参画の意味を理解し、その必要性について考える。

女性の施策・方針決定過程への参画について国際的な比較を交え、日本の現状を理解する。

(3) 展開例

学 習 活 動	資料のポイント(○)	指導上の留意点(●)	資料等
「男女共同参画社会」の意味を知り、その必要性について考え、話し合う。	○「男女平等」と「男女共同参画」の意味の違い。 ○「男女共同参画社会づくり」の必要性。 〔解答例〕 基本的人権としての男女平等。 女性の労働力が必要。 国際社会に対応する力。 魅力ある地域づくり。 多様な物事の考え方を得ることができる。 など	● 男女平等と男女共同参画の違いを理解させる。 ● これまで学習したことを振り返りながら「男女共同参画社会づくり」の必要性について、自由に考えさせる。	P 9 資料:「男女共同参画社会づくりはなぜ必要か?」 Your voice
世界や日本、熊本県の取組を知る。	○世界的に女性の人権向上の取組が広まり、日本や熊本県でもさまざまな法律等の整備が進められていること。 ○熊本県でも男女共同参画や女性の活躍を推進する取組が進み、身近なところでも男女共同参画社会づくりが進められていること。	● 必要に応じて付属資料の「世界・日本・熊本県における男女共同参画の動向」を見て、世界や日本の動きと関連して、熊本県でも取組が進められていることを理解させる。	P 9 資料:「世界・日本・熊本県の取組は?」 資料:「女性の社会参画加速化戦略」
熊本県や日本の女性の社会参画の状況を理解する。	○「参画」の意味 ○女性の地位向上に関する意識は高いが、実際の参画状況は低いこと。 ○国際的に比較しても、特に政治や経済分野で、日本の女性の参画状況が低いこと。	● グラフ資料を読み取り、我が国の女性の社会参画の現状について理解させる。 ● 今後の望ましい社会の在り方について考えさせる。	P 10 資料:「日本人女性の社会参画状況は?」 「国際的にみる日本の女性の参画状況」

6 たくさんの可能性を広げ、輝く自分になろう！ <生徒用 P 1 1 ~ 1 2 >

〔「LHR」における授業展開例〕

(1) 学習指導要領での位置づけ

高等学校学習指導要領 第5章 特別活動

第2 各活動・学校行事の目標及び内容

〔ホームルーム活動〕2 内容

(3) 一人一人のキャリア形成と自己実現

ウ 社会参画意識の醸成や勤労観・職業観の形成

エ 主体的な進路の選択決定と将来設計

(2) ねらい

男女の隔たりなく、様々な世界で活躍している先輩たちの考えや生き方を知る。

一人一人が自分の個性や能力を発揮できる社会について考え、希望を持って進路選択をしようとする態度を養う。

(3) 展開例

学 習 活 動	指導上の留意点(●)	資料等
資料を読み、「男女共同参画社会」の実現に向けてできることについて話し合う。	● 「こんな社会であってほしい」「いろんな世界で活躍する先輩たち」を読んで、自分のこれからの進路や将来の夢、自分が思い描く生き方等について各自でまとめさせる。その際、これまでの学習をふり振り返り、男女共同参画の視点をふまえながらまとめることができるように助言を行う。 ● まとめたことをグループで発表し合う。多様な意見を認め合えるような雰囲気を大切にする。	P 1 1 資料：『『こんな社会であってほしい』『こういう社会を作っていきたい』『いろんな世界で活躍する先輩たち』 Your voice
自分の未来を想像し、ライフプランをつくる。	● 自分が就きたい職業だけではなく、結婚・出産、仕事と家庭の両立、地域活動、退職後の生活等、さまざまな視点から自分の未来について考え、ライフプランを作成する。 ● 時間があれば、グループで出し合わせたり、代表者に発表させたりしてもよい。	P 1 2 資料：「未来の自分を考えてみよう」

1 関係法令・条例等

○男女共同参画社会基本法

前文 我が国においては、日本国憲法に個人の尊重と法の下での平等がうたわれ、男女平等の実現に向けた様々な取組が、国際社会における取組とも連動しつつ、着実に進められてきたが、なお一層の努力が必要とされている。

一方、少子高齢化の進展、国内経済活動の成熟化等我が国の社会経済情勢の急速な変化に対応していく上で、男女が互いにその人権を尊重しつつ責任も分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮することができる男女共同参画社会の実現は、緊要な課題となっている。

このような状況にかんがみ、男女共同参画社会の実現を二十一世紀の我が国社会を決定する最重要課題と位置付け、社会のあらゆる分野において、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の推進を図っていくことが重要である。

ここに、男女共同参画社会の形成について基本理念を明らかにしてその方向を示し、将来に向かって国、地方公共団体及び国民の男女共同参画社会の形成に関する取組を総合的かつ計画的に推進するため、この法律を制定する。

第一条「目的」 この法律は、男女の人権が尊重され、かつ、社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することの緊要性にかんがみ、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに国、地方公共団体及び国民の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

○男女雇用機会均等法

第一条「目的」 この法律は、法の下での平等を保障する日本国憲法の理念にのっとり雇用の分野における男女の均等な機会及び待遇の確保を図るとともに、女性労働者の就業に関して妊娠中及び出産後の健康の確保を図る等の措置を推進することを目的とする。

○育児・介護休業法

第一条「目的」 この法律は、育児休業及び介護休業に関する制度並びに子の看護休暇に関する制度を設けるとともに、子の養育及び家族の介護を容易にするため勤務時間等に関し事業主が講ずべき措置を定めるほか、子の養育又は家族の介護を行う労働者等に対する支援措置を講ずること等により、子の養育又は家族の介護を行う労働者等の雇用の継続及び再就職の促進を図り、もってこれらの者の職業生活と家庭生活との両立に寄与することを通じて、これらの者の福祉の増進を図り、あわせて経済及び社会の発展に資することを目的とする。

○熊本県男女共同参画推進条例

前文 男女が、互いにその人権を尊重しつつ、責任を分かち合い、性別にかかわらず、その個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現は、少子高齢化の進展、経済活動の成熟化など社会経済情勢が急速に変化するなかにあつて、県民一人一人が人として尊重される真に豊かで活力のある地域を実現するために重要な課題である。

本県においては、男女共同参画社会の実現に向け様々な取組が進められてきたが、性別による固定的な役割分担意識や男女の生き方の自由な選択に影響を及ぼす慣行が依然として存在するなど多くの課題が残されており、社会のあらゆる分野において男女共同参画をさらに進めていくことが求められている。

男女共同参画社会の実現が、本県の将来を決定する重要な課題であることを深く自覚し、県、県民、事業者及び市町村が連携協力しながら、男女共同参画社会の形成に向けた取組を総合的かつ計画的に推進するため、この条例を制定する。

第一条「目的」 この条例は、男女共同参画社会の形成に関し、基本理念を定め、並びに県、県民及び事業者(県内において事業活動を行うすべてのものをいう。以下同じ。)の責務を明らかにするとともに、男女共同参画社会の形成の促進に関する施策について基本となる事項を定めることにより、男女共同参画社会の形成を総合的かつ計画的に推進することを目的とする。

第十六条「県民及び事業者の理解を深めるための措置」 県は、広報活動を通じて基本理念に関する県民及び事業者の理解を深めるよう適切な措置を講ずるものとする。

2 県は、学校教育及び社会教育を通じて基本理念に関する県民の理解を深めるよう、男女共同参画に関する教育及び学習の充実のための適切な措置を講ずるものとする。

○女子に対するあらゆる形態の差別撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)

第一条「定義」 この条約の適用上、「女子に対する差別」とは、性に基づく区別、排除又は制限であつて、政治的、経済的、社会的、文化的、市民的その他のいかなる分野においても、女子(婚姻をしているかいないかを問わない。)が男女の平等を基礎として人権及び基本的自由を認識し、享有し又は行使することを害し又は無効にする効果又は目的を有するものをいう。

○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

第一条「目的」 この法律は、近年、自らの意思によって職業生活を営み、又は営もうとする女性がその個性と能力を十分に発揮して職業生活において活躍すること(以下「女性の職業生活における活躍」という。)が一層重要となっていることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、女性の職業生活における活躍の推進について、その基本原則を定め、並びに国、地方公共団体及び事業主の責務を明らかにするとともに、基本方針及び事業主の行動計画の策定、女性の職業生活における活躍を推進するための支援措置等について定めることにより、女性の職業生活における活躍を迅速かつ重点的に推進し、もって男女の人権が尊重され、かつ、急速な少子高齢化の進展、国民の需要の多様化その他の社会経済情勢の変化に対応できる豊かで活力ある社会を実現することを目的とする。

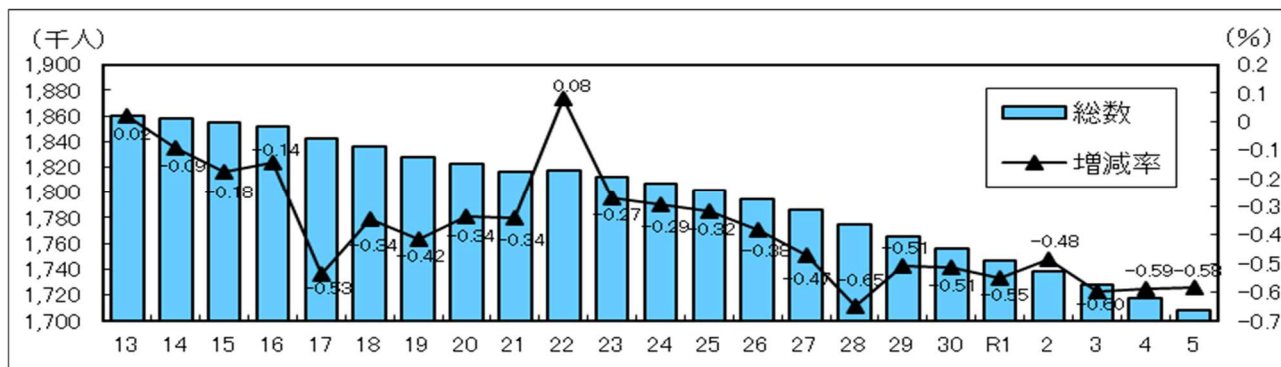
○政治分野における男女共同参画の推進に関する法律

第一条「目的」 この法律は、社会の対等な構成員である男女が公選による公職又は内閣総理大臣その他の国務大臣、内閣官房副長官、内閣総理大臣補佐官、副大臣、大臣政務官若しくは大臣補佐官若しくは副知事若しくは副市長の職(次条において「公選による公職等」という。)にある者として国又は地方公共団体における政策の立案及び決定に共同して参画する機会が確保されること(以下「政治分野における男女共同参画」という。)が、その立案及び決定において多様な国民の意見が的確に反映されるために一層重要となることに鑑み、男女共同参画社会基本法(平成十一年法律第七十八号)の基本理念にのっとり、政治分野における男女共同参画の推進について、その基本原則を定め、並びに国及び地方公共団体の責務等を明らかにするとともに、政治分野における男女共同参画の推進に関する施策の基本となる事項を定めることにより、政治分野における男女共同参画を効果的かつ積極的に推進し、もって男女が共同して参画する民主政治の発展に寄与することを目的とする。

2 統計資料

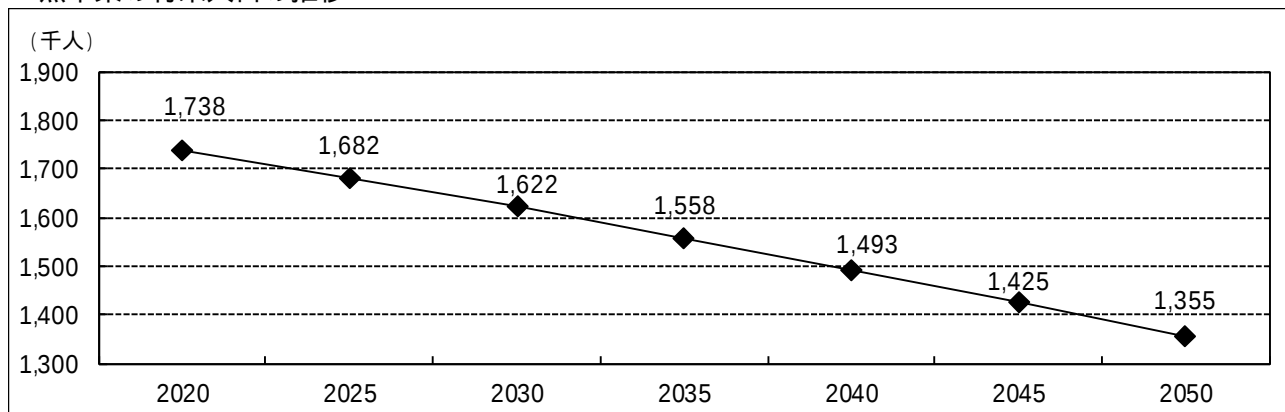
(1) 熊本県の人口等

熊本県の人口の推移



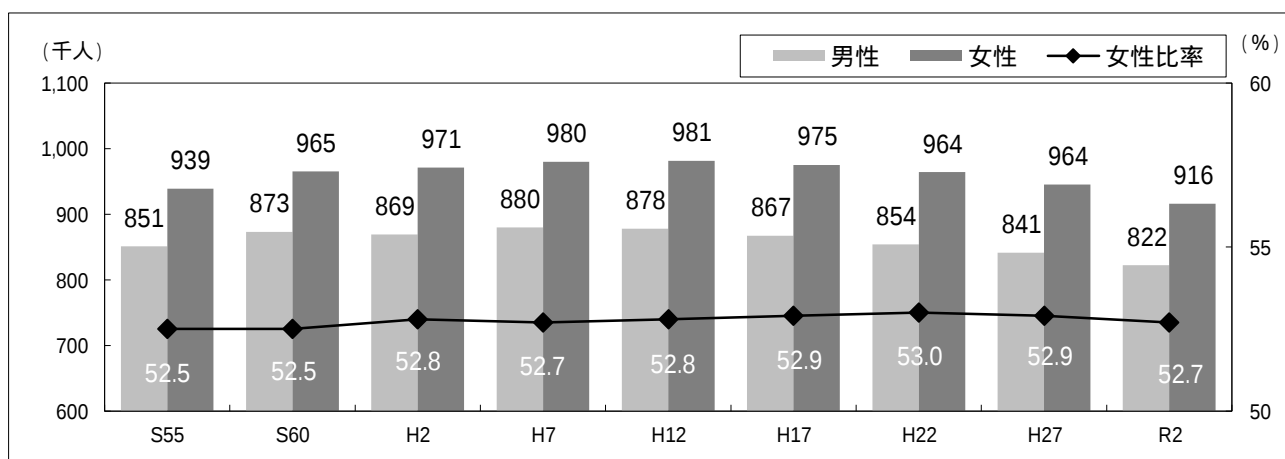
熊本県統計調査課「熊本県推計人口調査」

熊本県の将来人口の推移



国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」(令和5年推計)

熊本県の男女別人口の推移



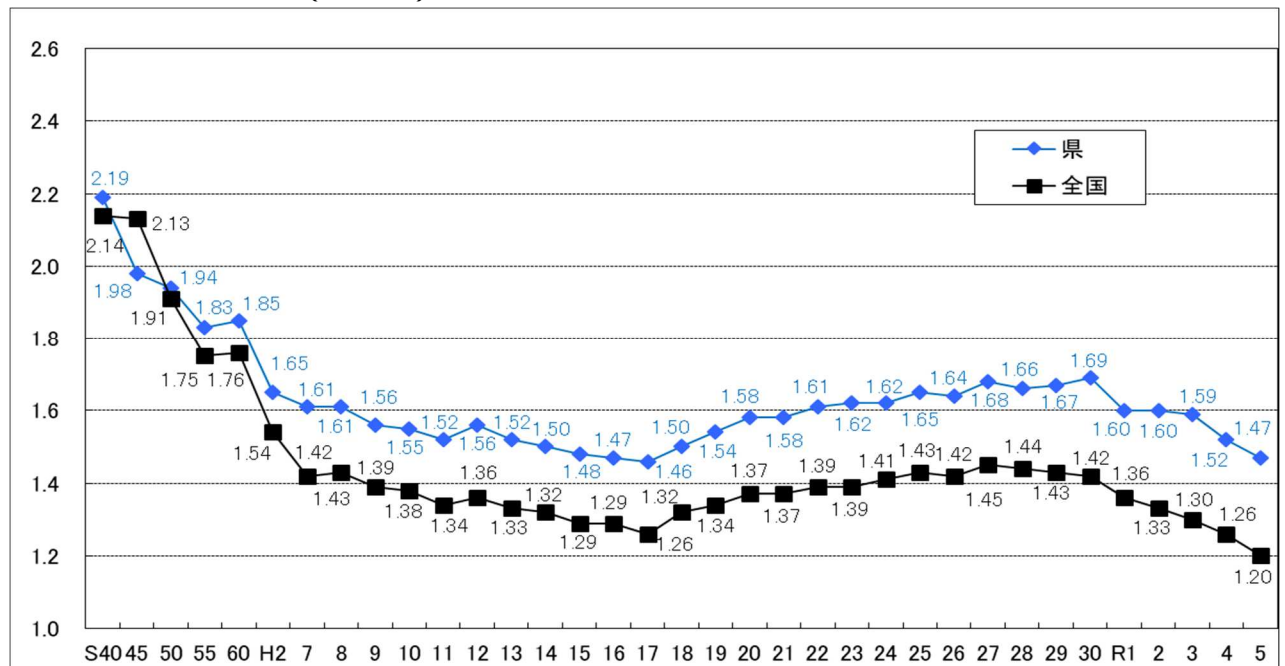
総務省「国勢調査」

熊本県の人口構成の推移（高齢化率）

	県				全国			
	H17	H22	H27	R2	H17	H22	H27	R2
高齢化率 （総人口に占める65歳以上人口の割合）	23.7	26.0	28.8	31.6%	20.1	23.1	26.6	28.7%
高齢者に占める女性の割合	59.8	59.0	58.5	57.6%	57.6	57.3	56.7	56.6%
高齢者に占める単身者の割合	14.0	14.7	16.3	17.1%	15.1	15.6	17.7	19.0%
高齢単身者に占める女性の割合	78.5	71.5	72.0	67.8%	72.8	71.5	67.5	65.6%
85歳以上に占める女性の割合	72.8	69.2	70.9	69.4%	72.3	71.8	70.1	68.5%

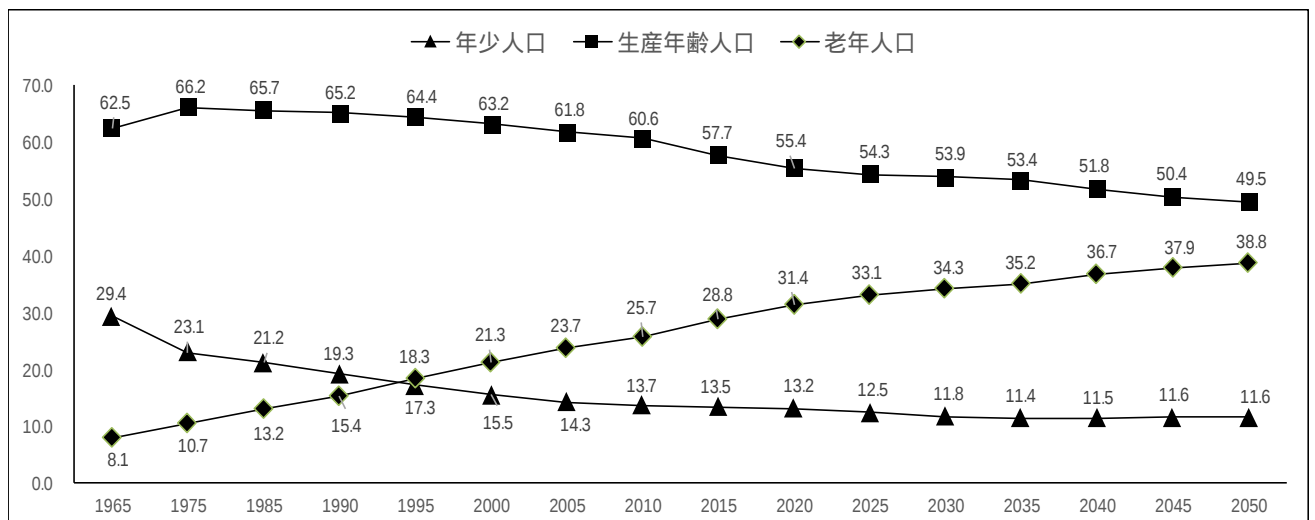
総務省「国勢調査」

熊本県の人口構成の推移（出生率）



厚生労働省「人口動態調査」

熊本県の人口構成の推移（年代別）

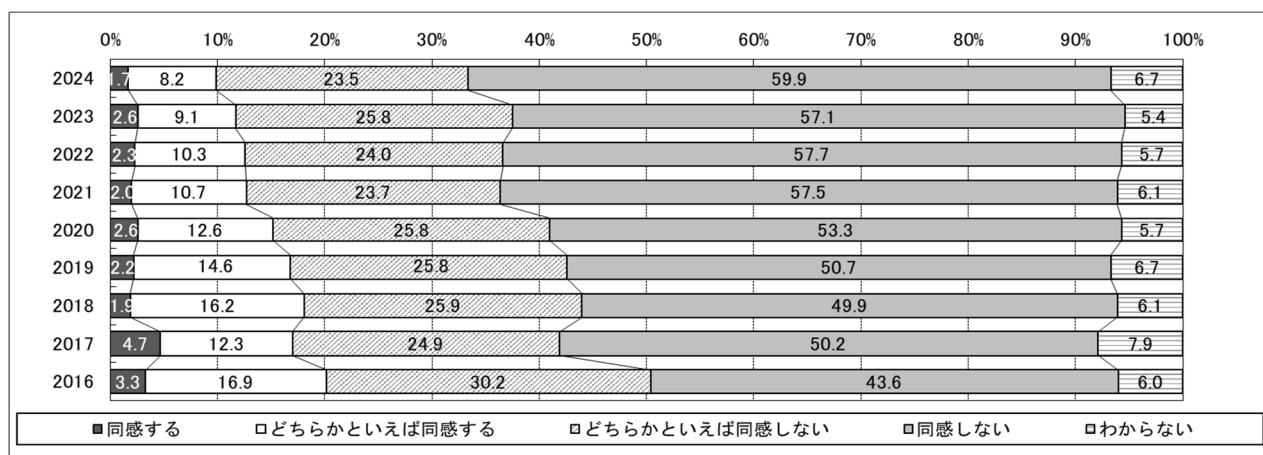


国立社会保障・人口問題研究所「日本の地域別将来推計人口」（令和5年推計）

(2) 固定的性別役割分担意識(熊本県)

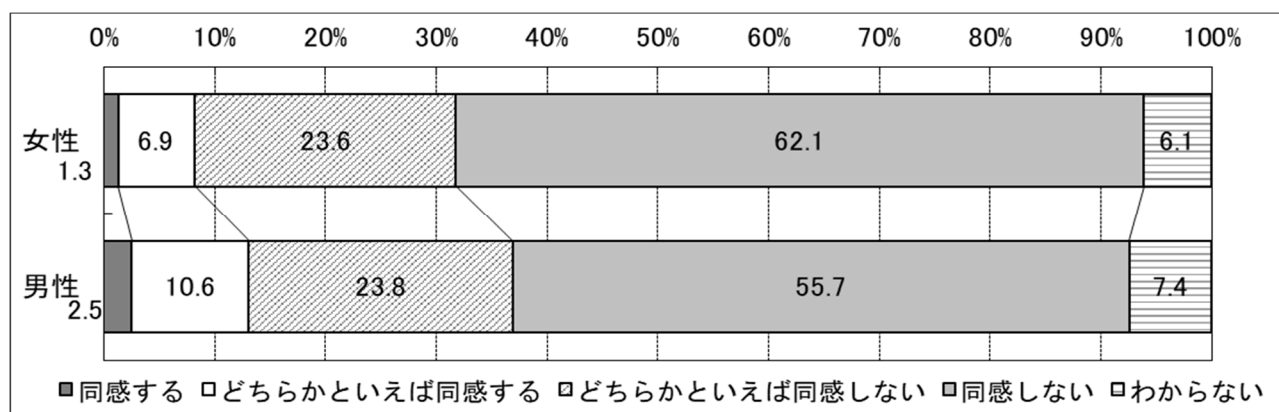
「男は仕事、女は家庭」などと性別によって役割を決める考え方(熊本県)

(年別)



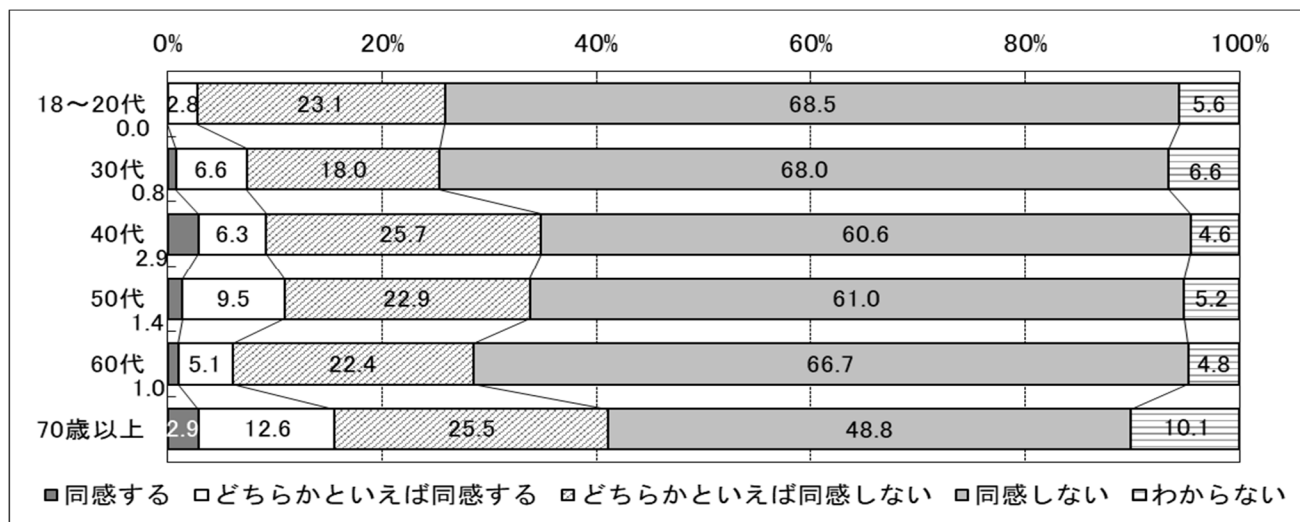
熊本県企画課「2024県民アンケート調査」

(男女別)



熊本県企画課「2024年県民アンケート調査」

(年代別)

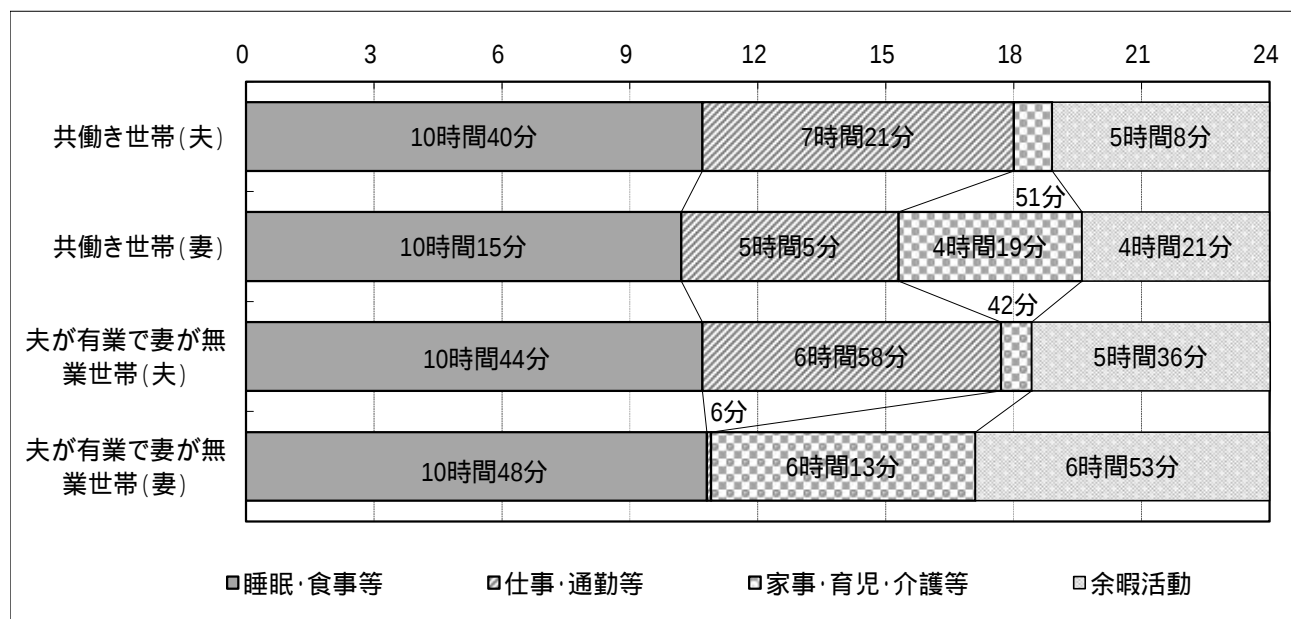


属性によっては、分析にあたり必要な回答数を割り込んでおり、統計上の誤差が生じることが考えられる。

熊本県企画課「2024年県民アンケート調査」

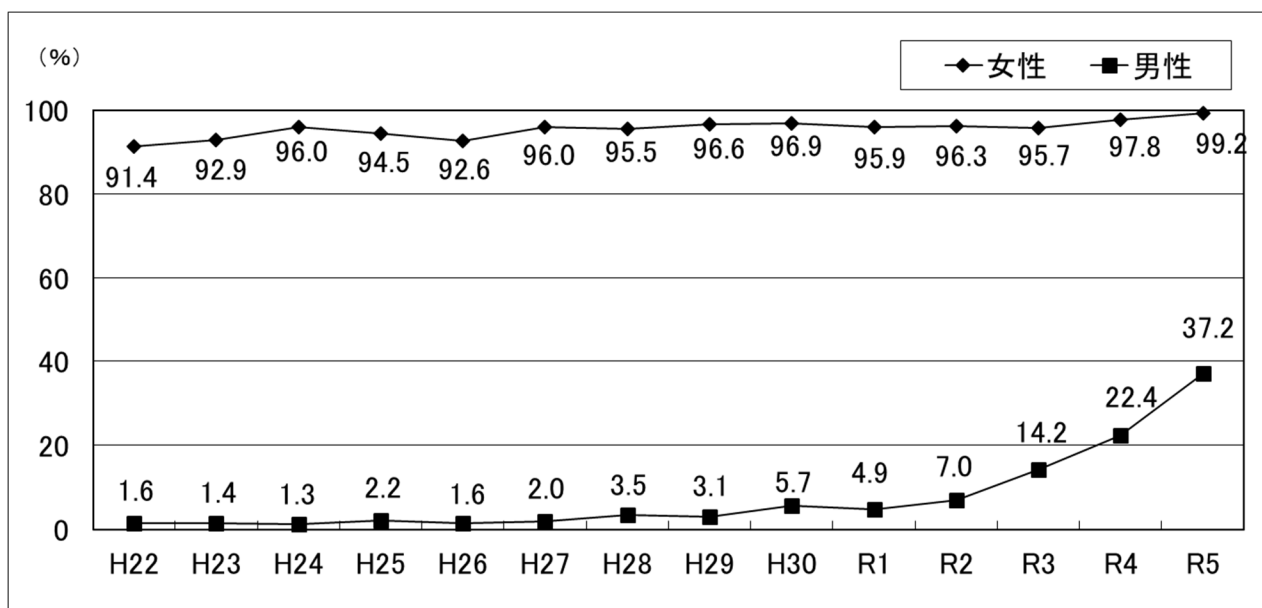
(3) 仕事と生活の両立の状況

熊本県における夫婦（子どものいる世帯）の生活時間（時間・分）



総務省「令和3年社会生活基本調査」

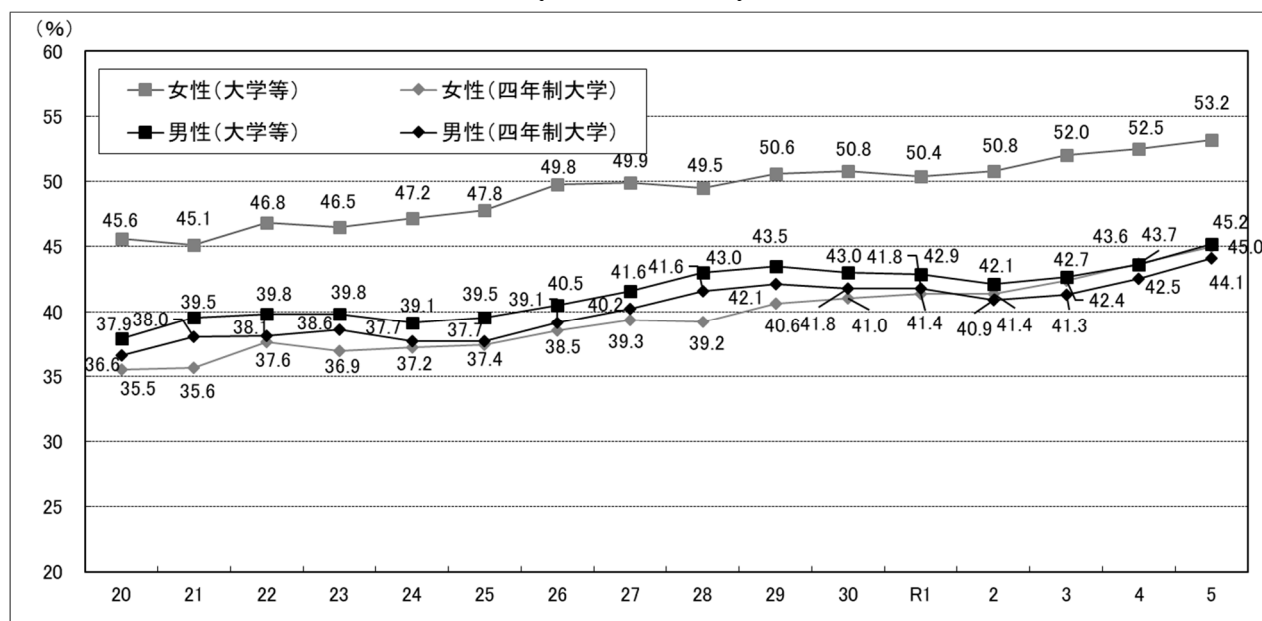
熊本県の育児休業取得率の推移



熊本県労働雇用創生課「熊本県労働条件等実態調査」

(4) 教育の状況

熊本県における大学等進学率（各年3月現在）



() 大学等進学率 = 大学学部、短期大学本科、大学・短期の通信教育部、大学・短期大学の別科、高等学校専攻科、特別支援学校高等部専攻科への進学率（中等教育学校（大学後期課程）卒業者は含まず）

文部科学省「学校基本調査」

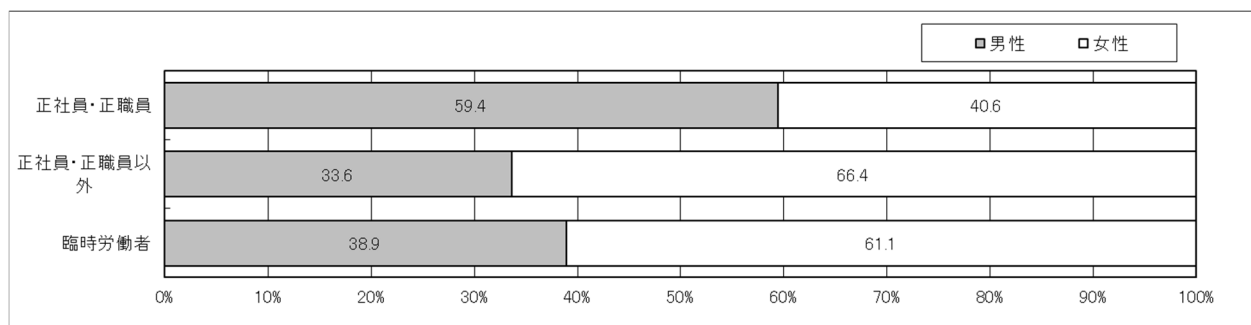
大学の主要学部別学生数～抜粋～（全国）

学部名	計(人)	男(人)	女(人)	女子学生の割合
人文科学	351,772	126,551	225,221	64%
社会科学	837,629	525,176	312,453	37%
理学	81,222	58,224	22,998	28%
工学	389,656	324,596	65,060	17%
農学	79,515	42,311	37,204	47%
医学	57,185	35,329	21,856	38%
歯学	14,166	7,857	6,309	45%
薬学	69,880	26,167	43,713	63%
家政	64,777	6,514	58,263	90%
教育学	182,717	74,796	107,921	59%
芸術	78,070	24,697	53,373	68%

文部科学省「令和6年度学校基本調査」

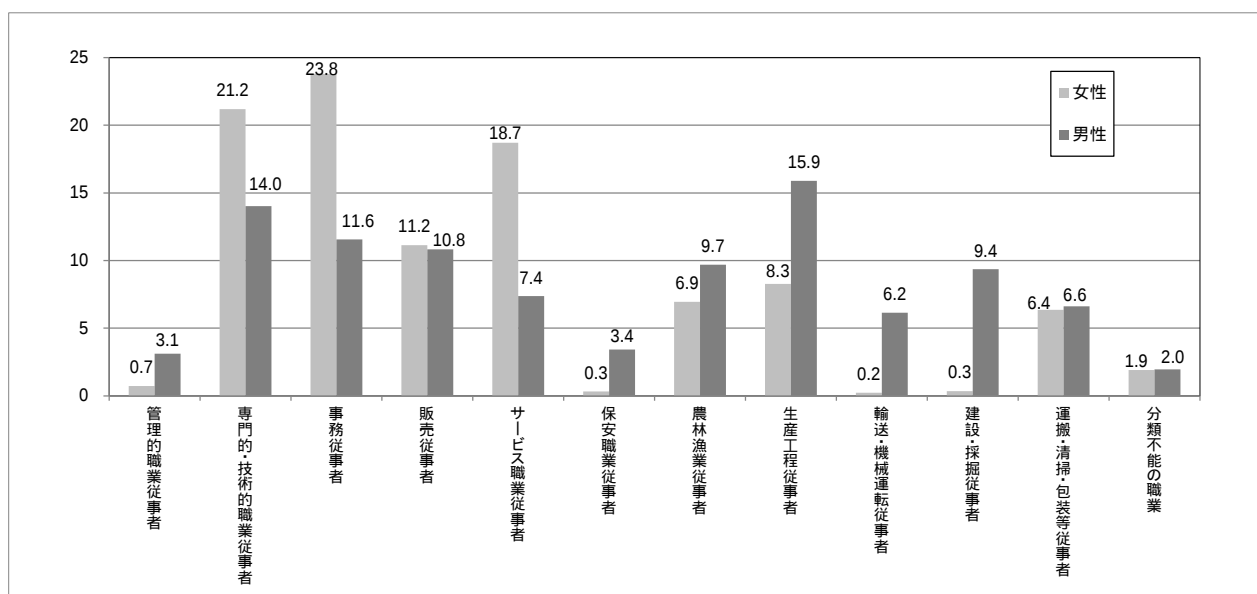
(5) 就業分野における男女共同参画

熊本県の就業形態別労働者の男女割合



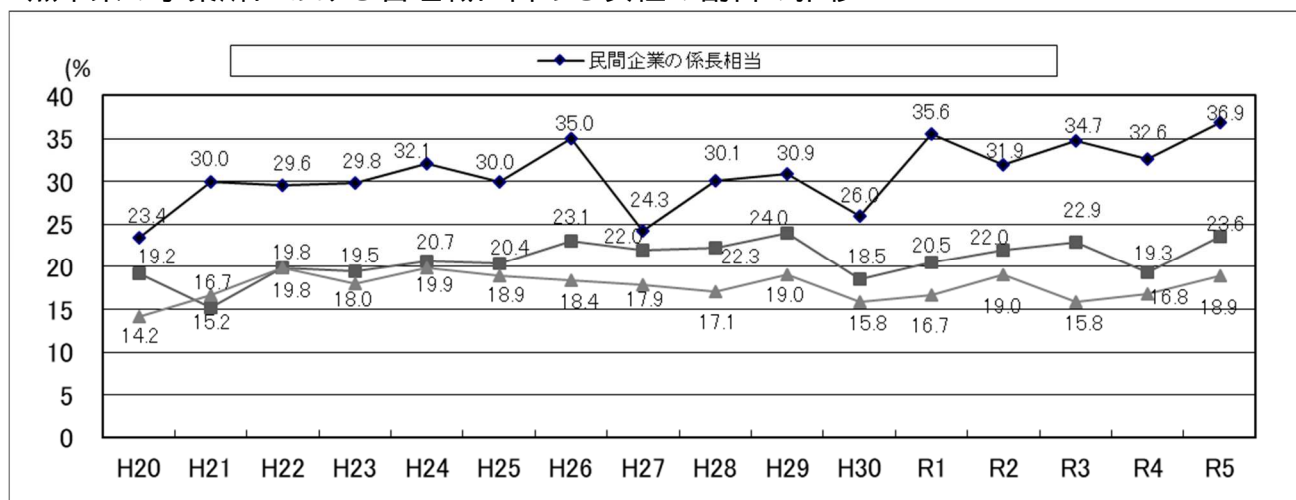
熊本県労働雇用創生課「令和5年度熊本県労働条件等実態調査」

熊本県の職業別雇用者数



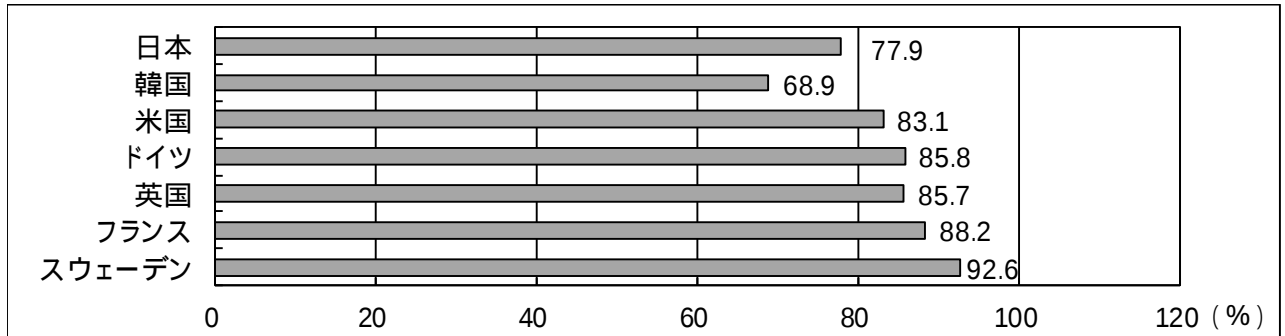
総務省「令和2年国勢調査」

熊本県の事業所における管理職に占める女性の割合の推移



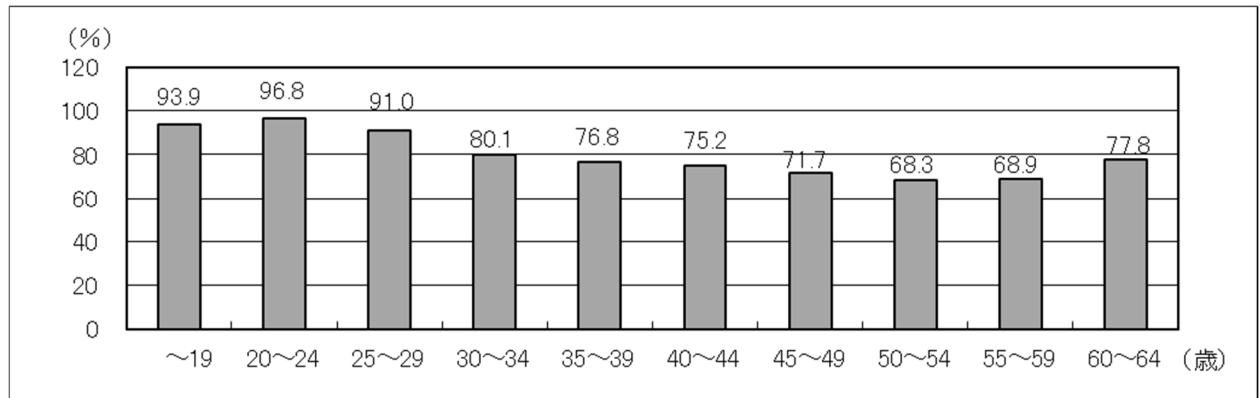
熊本県労働雇用創生課「熊本県労働条件等実態調査」

男性の賃金に対する女性の賃金の割合（国際比較）



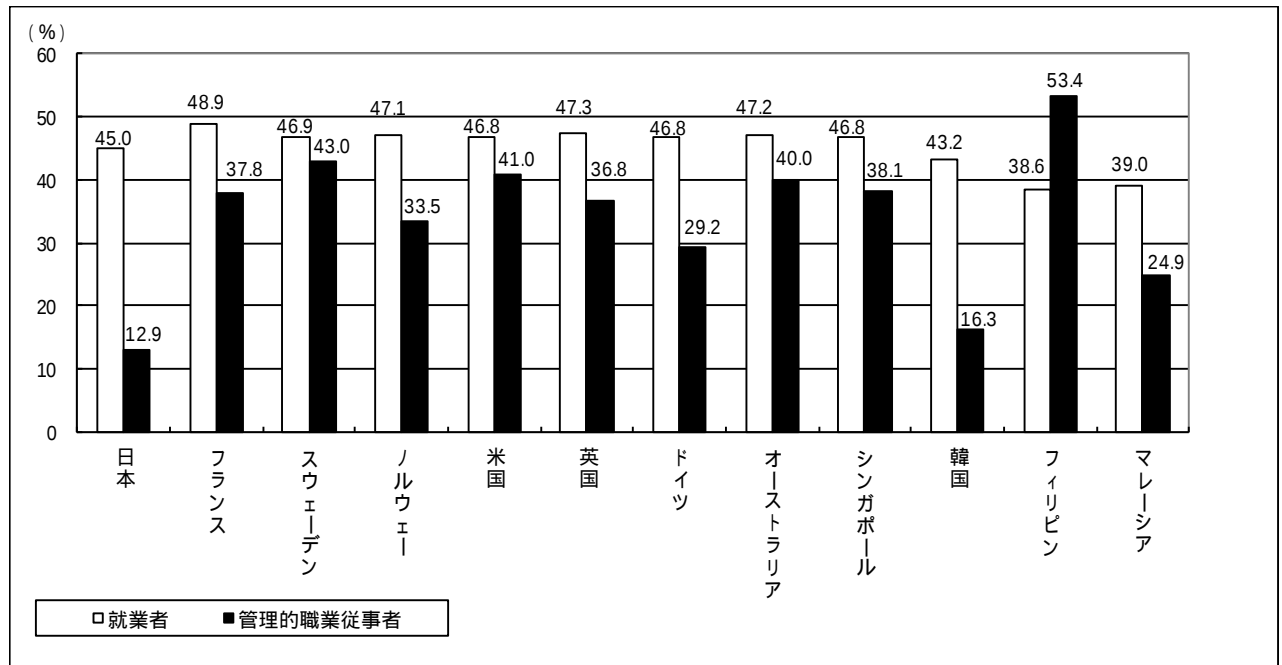
日本、米国、英国及びドイツは「フルタイム従事者」、フランス、スウェーデン及び韓国は「パートタイム従事者」を含む
独立行政法人労働政策研究・研修機構「データブック国際労働比較2023」

男性の賃金に対する女性の賃金の割合（熊本県）



厚生労働省「令和5年賃金構造基本統計調査」

就業者及び管理的職業従事者に占める女性の割合



（備考）

1. 総務省「労働力調査（基本集計）」（令和4(2022)年）、その他の国はILO「ILOSTAT」より作成。
2. 日本、米国は令和4(2022)年、オーストラリア、マレーシアは令和2(2020)年、英国は令和元年(2019)年、その他の国は令和3(2021)年の値。
3. 総務省「労働力調査」では、「管理的職業従事者」とは、就業者のうち、会社役員、企業の課長相当職以上、管理的公務員等。また、「管理的職業従事者」の定義は国によって異なる。

内閣府「男女共同参画白書」（令和4年度版）

(6) 政策・方針決定過程への女性の参画

人間開発や男女共同参画に関する指標の国際比較

H D I と G G I の比較

HDI(人間開発指数)			GGI(ジェンダー・ギャップ指数)		
順位	国 名	HDI値	順位	国 名	GGI値
1	スイス	0.967	1	アイスランド	0.935
2	ノルウェー	0.966	2	フィンランド	0.875
3	アイスランド	0.959	3	ノルウェー	0.875
4	香港	0.956	4	ニュージーランド	0.835
5	デンマーク	0.952	5	スウェーデン	0.816
6	スウェーデン	0.952	6	ニカラグア	0.811
7	ドイツ	0.950	7	ドイツ	0.810
8	アイルランド	0.950	8	ナミビア	0.805
9	シンガポール	0.949	9	アイルランド	0.802
10	オーストラリア	0.946	10	スペイン	0.797
12	ベルギー	0.942	11	リトアニア	0.793
12	フィンランド	0.942	12	ベルギー	0.793
12	リヒテンシュタイン	0.942	13	モルドバ	0.791
15	英国	0.940	14	英国	0.789
16	ニュージーランド	0.939	15	デンマーク	0.789
17	アラブ首長国連邦	0.937	40	ペルー	0.755
19	韓国	0.929	43	米国	0.747
20	ルクセンブルク	0.927	94	韓国	0.696
20	米国	0.927	118	日本	0.653
24	日本	0.920	146	スーダン	0.568

備考：１．H D I は、国連開発会議（U N D P）「人間開発報告書2023・2024」（2024年3月公表）、G G I は、世界経済フォーラム「The Global Gender Gap Report 2024」（2024年6月公表）より作成
 ２．測定可能な国数は、H D I は193か国、G G I は146か国

H D I：人間開発指数（Human Development Index）

国連開発計画（U N D P）による指数で、「長寿で健康な生活」、「知識」及び「人間らしい生活水準」という人間開発の3つの側面を測定したもの。具体的には、出生時の平均寿命、知識（平均就学年数及び予測就学年数）、1人当たり国民総所得（G N I）を用いて算出している。

G G I：ジェンダー・ギャップ指数（Gender Gap Index）

世界経済フォーラムが、各国内の男女間の格差を数値化しランク付けしたもので、経済分野、教育分野、政治分野及び保健分野のデータから算出され、0が完全不平等、1が完全平等を意味しており、性別による格差を明らかにできる。具体的には、次のデータから算出される。

【経済分野】・労働力率・同じ仕事の賃金の平等性・所得の推計値

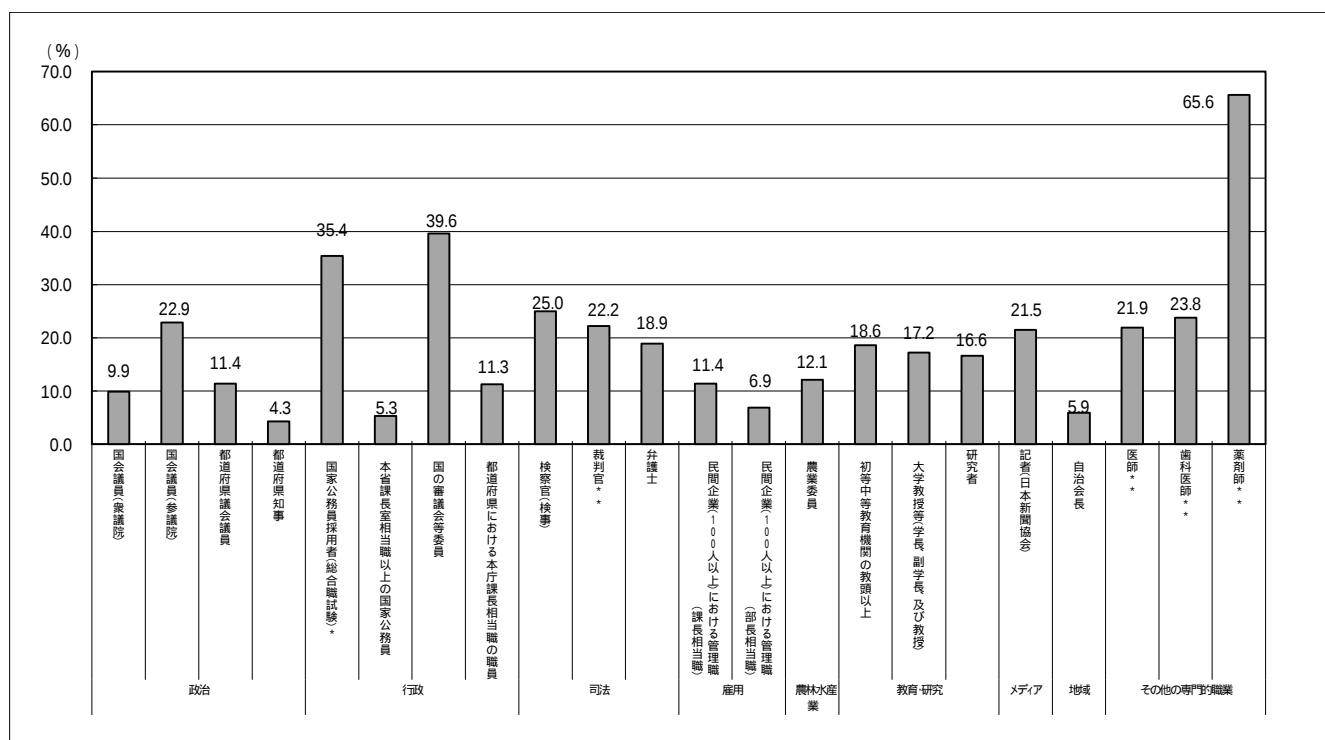
・管理職の比率・専門職の比率

【教育分野】・識字率・初等、中等、高等教育の各在学率

【保健分野】・新生児の男女比率・健康寿命

【政治分野】・国会議員の比率・閣僚の比率・最近50年の国家元首の在任年数

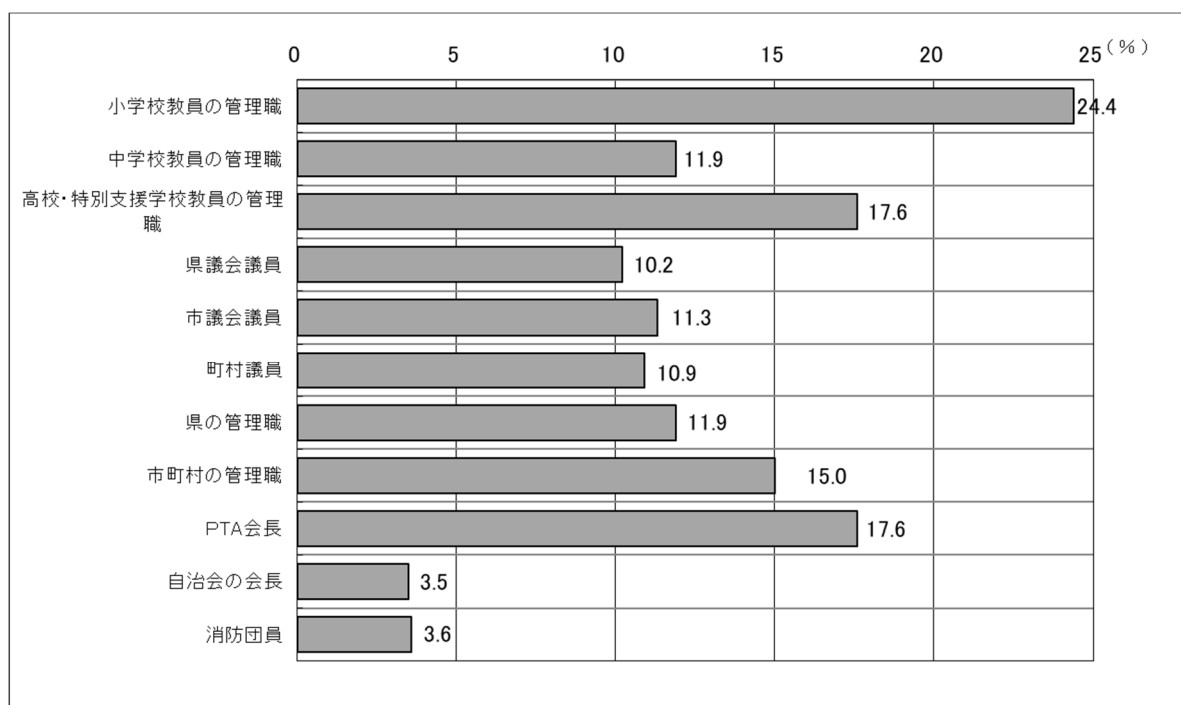
各分野における『指導的地位』に占める女性の割合



(備考)

1. 内閣府「女性の政策・方針決定参画状況調べ」(令和元年度)より一部情報を更新。
2. 原則として平成31/令和元年値。ただし、*は令和2年値、**は平成30年値。
 なお、印は、第4次男女共同参画基本計画において当該項目が成果目標として掲げられているもの。
 また、「国家公務員採用者(総合職試験)」は、直接的に指導的地位を示す指標ではないが、将来的に指導的地位に就く可能性の高いもの。
 内閣府「男女共同参画白書」(令和2年版)

熊本県の女性の参画状況



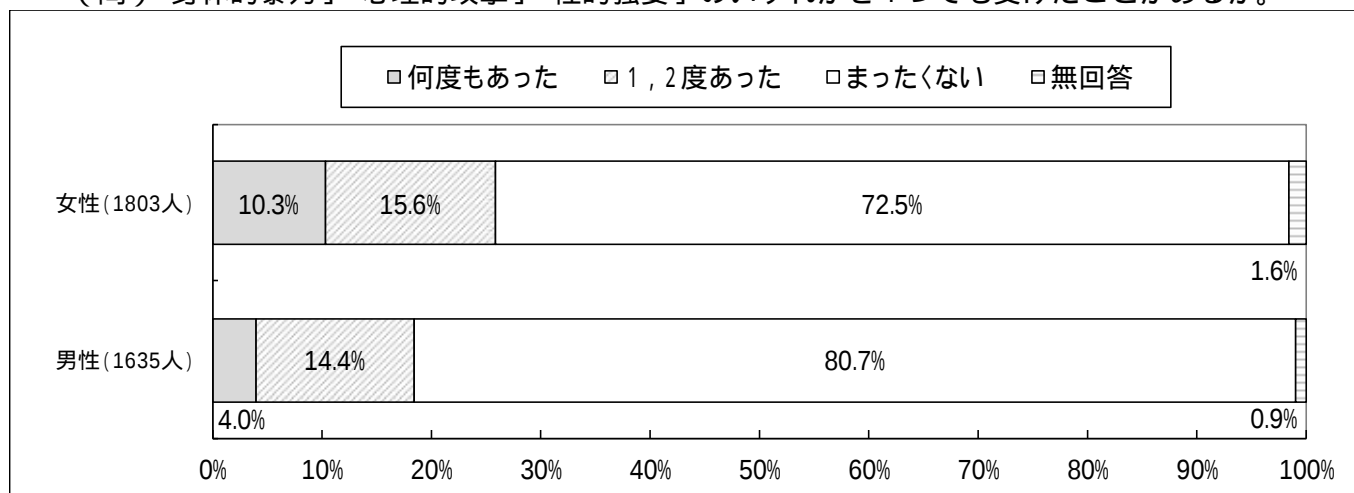
* 小学校・中学校・高校教員の管理職は令和4年5月値、県及び市町村議会議員は令和5年12月値、それ以外は令和6年4月値。

熊本県男女参画・協働推進課調べ

(7) DV (配偶者等からの暴力)

配偶者からの被害経験 (男女別)

(問)「身体的暴力」「心理的攻撃」「性的強要」のいずれかを1つでも受けたことがあるか。



内閣府「男女間における暴力に関する調査」(令和2(2020)年)より作成。

全国20歳以上の男女5,000人を対象とした無作為抽出によるアンケート調査の結果による。集計対象者は、女性1,803人、男性1,635人。

「身体的暴力」、「心理的攻撃」、「経済的圧迫」及び「性的強要」のいずれかの被害経験について調査。それぞれの用語の定義は以下のとおり。

「身体的暴力」：なぐったり、けったり、物を投げつけたり、突き飛ばしたりするなどの身体に対する暴力。

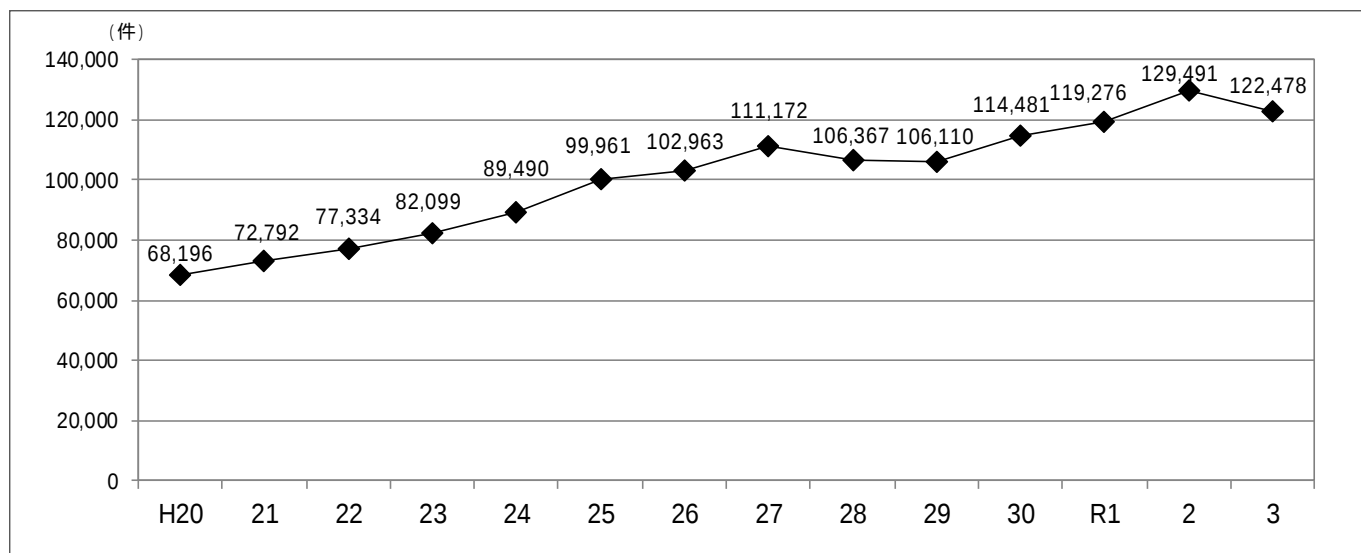
「心理的攻撃」：人格を否定するような暴言、交友関係や行き先、電話・メール等を細かく監視したり、長期間無視するなどの精神的な嫌がらせ、あるいは、自分もしくは自分の家族に危害が加えられるのではないかと恐怖を感じるような脅迫。

「経済的圧迫」：生活費を渡さない、貯金を勝手に使われる、外で働くことを妨害されるなど。

「性的強要」：嫌がっているのに性的な行為を強要される、見たくないポルノ映像等を見せられる、避妊に協力しないなど。

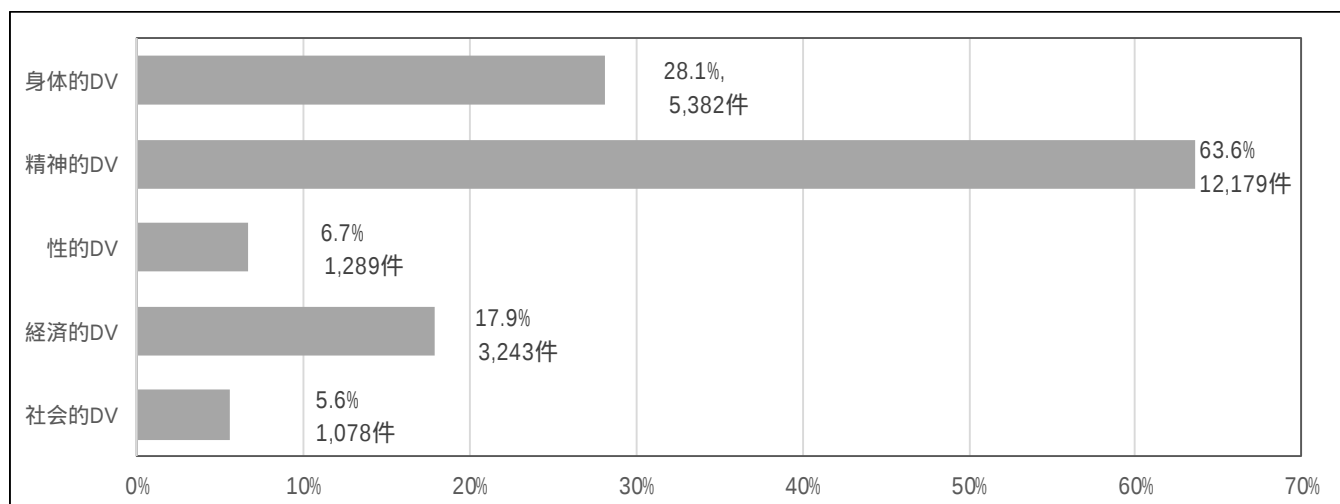
内閣府「男女共同参画白書」(令和5年版)

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



内閣府「男女共同参画白書」(令和5年版)

配偶者暴力相談支援センターへの相談件数



内閣府「男女共同参画白書」(令和5年版)

* 参考資料に関するインターネットURL

国の機関

【内閣府男女共同参画局】 <http://www.gender.go.jp/>

【総務省】 <http://www.soumu.go.jp/>

【文部科学省】 <http://www.mext.go.jp/>

【厚生労働省】 <http://www.mhlw.go.jp/>

熊本県の機関

【熊本県統計調査課】

【熊本県労働雇用創生課】

【熊本県企画課】

【熊本県男女参画・協働推進課】

<http://www.pref.kumamoto.jp/>

各課のページには、トップページの
「組織から探す」からお入り下さい。

その他の機関

【国立社会保障・人口問題研究所】 <http://www.ipss.go.jp/>

【独立行政法人労働政策研究・研修機構】 <http://www.jil.go.jp/>

3 用語解説

「ジェンダー」(社会的性別)の視点

人間には生まれつきの生物的性別(セックス/sex)がある。一方、社会通念や慣習の中には、社会によって作り上げられた「男性像」、「女性像」があり、このような男性、女性の別を「社会・文化的に形成された性別」(ジェンダー/gender)という。「社会・文化的に形成された性別」は、それ自体に良い、悪いの価値を含むものではなく、国際的にも使われている。

「ジェンダーの視点」とは、「社会的・文化的性別」が性差別、性別による固定的役割分担及び偏見等、男女共同参画社会の形成を阻害すると考えられるものがある。その一方で、対象の中には、男女共同参画社会の形成を阻害しないと考えられるものもあり、このようなものまで見直しを行おうとするものではない。社会制度・慣行の見直しを行う際には、社会的な合意を得ながら進める必要がある。

「ポジティブアクション」について

様々な分野において、活動に参画する機会の男女間の格差を改善するため、必要な範囲内において、男女のいずれか一方に対し、活動に参画する機会を積極的に提供するものであり、個々の状況に応じて実施していくもの。

(例)・女性の積極的採用

- ・女性の配置が少ない業務への女性の積極的配置
- ・女性の管理職への登用
- ・女性が働きやすい職場環境、風土づくり

内閣府：男女共同参画推進連携会議「男女共同参画ハンドブック」から引用

性的指向・性自認に関する人権

人の恋愛・性愛がどういう対象に向かうかを示す概念を「性的指向」といい、また、「からだの性」(生物学的な性)に対し、自分の性をどう認識するかを「性自認」といいます。性的指向や性自認を理由とする偏見や差別のため、日常生活の様々な場面で困難に直面している方々がいます。

・性的指向

性的指向とは、具体的には、恋愛・性愛の対象が異性に向かう異性愛、同性に向かう同性愛、男女両方に向かう両性愛を指します。この他にも、全ての性を好きになる全性愛、情愛や性愛的な関係を他者に対して抱かない無性愛もあります。同性愛、両性愛に対しては根強い偏見や差別があるため、当事者の多くは自らの性的指向や悩みを周囲に明らかにして生活することができにくい環境にあります。

国際的に見ると、近年、同性婚を認める国が増加しています。国内においても、お互いをパートナーとして認めることを宣誓した同性カップルを公的に証明する「パートナーシップ制度」を導入する自治体も出てきています。

・性自認

性自認とは、どのような性のアイデンティティ（性同一性）を自分の感覚として持っているかを示す概念で、「こころの性」と呼ばれることもあります。「からだの性」（生物学的な性）と「こころの性」（性自認）とが一致していない状態にあるため、からだの性を自分の望むこころの性に近づけるためにホルモン療法や性別適合手術等の医療を求める状態を、医学的に「性同一性障害」とされてきました。

平成16年（2004年）に「性同一性障害者の性別の取扱いの特例に関する法律」（性同一性障害特例法）が施行され、この法律により、性同一性障害者であって一定の条件を満たせば、戸籍上の性別を変更できるようになりました。（平成20年（2008年）の改正法によって条件を緩和）

この「性同一性障害」という名称は、平成30年（2018年）には世界保健機関（WHO）が発表した「国際疾病分類」（ICD-11）において、「精神疾患」の分類からはずされました。現在、国内で適用に向けた作業が進められています。

学校においては、平成27年（2015年）に文部科学省が「性同一性障害に係る児童生徒に対するきめ細かな対応の実施等について」を都道府県等に通知しました。また、「いじめ防止等のための基本的な方針」に性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒に対するいじめ防止への対応が明示されました。教育現場での性同一性障害や性的指向・性自認に係る児童生徒への特有の配慮や相談体制の充実が求められています。

県においては、平成30年度（2018年度）から、県への各種申請書等における性別記載欄について、原則廃止の方針のもと、全庁的な見直しを進めています。また、「性的マイノリティへの理解を深めるために～熊本県職員ハンドブック～」を平成31年（2019年）に作成し、まずは、多くの県民と接して職務を行っている県職員が、性的マイノリティ、いわゆるLGBT（*）の方々に対する偏見や差別意識を持たず、一人一人の状況に応じた対応ができるよう研修会等で周知を図っています。今後とも、性の多様性に対する県民一人一人の正しい理解を深めるため、各種講演会や研修会、啓発資料による啓発を進めていきます。

熊本県人権同和政策課「熊本県人権教育・啓発基本計画（第4次改訂）」から引用

* L G B T

L（レズビアン）G（ゲイ）B（バイセクシャル）T（トランスジェンダー）の頭文字をとって組み合わせた、性的マイノリティの総称のひとつ。

4 男女共同参画を進めるための県の主要施策(「第5次熊本県男女共同参画計画」の体系)

【基本目標】 男女が互いを尊重し支えあう、多様性に富んだ持続可能な社会の実現

【重点目標及び主要な施策】

重点目標	施策の方向	主要施策
1 あらゆる分野における女性の参画拡大	(1)政策・方針決定過程への女性の参画拡大	政治や行政分野における意思決定への女性の参画拡大 企業における役員や管理職等への女性の積極的な登用や人材育成
	(2)就業や雇用分野における男女共同参画の推進	女性の参画が少ない分野での活躍促進 経営者層の意識改革 女性の積極的な採用と公平なチャレンジ機会の付与等の促進 女性の活躍を推進するための一般事業主行動計画の策定支援や自主宣言の推進 女性の積極的な能力開発、ネットワークづくりの支援 職場におけるハラスメント等の防止に向けた相談体制の充実
		ライフステージや個別の事情等に対応した多様な働き方の促進 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進 テレワークの導入など多様な新しい働き方による女性の活躍促進 女性の起業支援
		農林水産業分野における意思決定への女性の参画拡大 女性の経営への主体的参画や起業化、働きやすい環境の整備等の推進
		女性の活動分野の拡大 地域におけるリーダーの育成
	(3)仕事と生活の調和(両立)のための多様な働き方の支援	
	(4)農林水産業における男女共同参画の推進	
	(5)地域社会における男女共同参画の推進	
2 男女共同参画の視点からの安全・安心な暮らしの実現	(1)女性に対するあらゆる暴力の根絶	DV被害者に対する支援や、若年層へのデートDVに関する予防啓発の推進 性犯罪・性暴力及びストーカー等被害者への適切な保護・支援体制の整備 ハラスメントを許さない社会づくりの推進
	(2)生涯を通じた女性等の暮らしや健康への支援	ひとり親家庭や貧困など生活上の困難に直面する女性等への支援 高齢者、障がい者、外国人等で困難を抱える人々が安心して暮らせる環境づくり ライフステージに応じた健康の包括的な支援 妊娠・出産等に関する健康支援
		防災・復興の各段階における男女共同参画の取組を推進 防災・復興の現場における女性の参画拡大
	(3)男女共同参画の視点からの防災・復興の推進	
3 男女共同参画社会実現のための意識改革・就業環境の充実	(1)男女共同参画の実現に向けた意識啓発の推進	固定的性別役割分担意識や無意識の思い込み(アンコンシャス・バイアス)の解消 メディアにおける男女の人権の尊重 社会制度や慣行の見直し
	(2)男女の子育て・介護環境の整備	妊娠・出産に伴う就業環境整備の推進 子育てに伴う就業環境整備の推進 介護に伴う就業環境整備の推進 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進(再掲)
		子ども・若年層に対する男女共同参画教育の充実 社会教育の推進 介護に伴う就業環境整備の推進 男性の家事・育児への参画、介護休業・休暇の取得促進(再掲)
	(3)男女共同参画の視点に立った教育・学習の充実、人権尊重の理解促進	
4 推進体制の整備・強化	(1)県・市町村の推進体制の強化、国との連携	県における推進体制 市町村との連携及び支援 国との連携
	(2)企業や各種団体等との連携	
	(3)国際協調等に向けた国施策との連携	

5 世界・日本・熊本県における男女共同参画の動向

	世界の動き	日本の動き	熊本県の動き
1975年 昭和50年	国際婦人年 「国際婦人年世界会議」開催(メキシコシティ) 「世界行動計画」採択	「婦人問題企画推進本部」設置	
1977年 昭和52年		「国内行動計画」策定	商工労働水産部労政課 に婦人行政担当窓口設置
1979年 昭和54年	国連「女子差別撤廃条約」採択		
1980年 昭和55年	「国連婦人の10年」中間年世界会議(コペンハーゲン)		
1985年 昭和60年	「国連婦人の10年」世界会議(ナイロビ)「婦人の地位向上のための ナイロビ将来戦略」採択	「男女雇用機会均等法」公布 「女子差別撤廃条約」批准	
1991年 平成3年		「育児休業法」公布	
1993年 平成5年	国連第48回総会「女性に対する暴力の撤廃に関する宣言」採択	中学校で技術・家庭科の男女共修開始	
1994年 平成6年		高等学校で家庭科の男女共修開始	「ハーモニープラン(まもと)」策定
1995年 平成7年	第4回世界女性会議(北京) 「北京宣言及び行動綱領」採択	「育児休業法」改正(介護休業制度の法制化)	
1996年 平成8年		男女共同参画推進連携会議発足 「男女共同参画 2000 年プラン」策定	
1999年 平成11年		「男女共同参画社会基本法」公布・施行	
2000年 平成12年	国連特別総会「女性2000年会議」 (ニューヨーク)	「男女共同参画基本計画」策定、「ストーカー行為等の規制等に関する法律」公布・施行 児童虐待の防止に関する法律」公布・施行	環境生活部に男女共同参画課設置女性総合相談室設置
2001年 平成12年		男女共同参画会議設置 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」公布・施行	熊本県男女共同参画計画「ハーモニープラン(まもと21)」策定
2002年 平成14年			男女共同参画推進条例施行 男女共同参画審議会・男女共同参画センター・配偶者暴力相談支援センター設置
2003年 平成15年		「次世代育成支援対策推進法」公布・施行 「少子化社会対策基本法」公布・施行	環境生活部に男女共同参画・パートナーシップ推進課設置
2005年 平成17年	(国連「北京十10」世界閣僚級会合)	「男女共同参画基本計画」(第2次)策定	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」策定
2006年 平成18年	(ニューヨーク)		熊本県男女共同参画計画「ハーモニープラン(まもと21)」(第2次)策定 総務部に男女共同参画・パートナーシップ推進課移管
2008年 平成20年		「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護に関する基本計画」改定
2009年 平成21年		「育児・介護休業法」改正 (短時間勤務制度を事業主に義務化等)	
2010年 平成22年		「男女共同参画基本計画」(第3次)策定	
2011年 平成23年			熊本県男女参画計画「ハーモニープラン(まもと21)」(第3次)策定 環境生活部に男女参画・協働推進課設置
2013年 平成25年		若者・女性活躍推進フォーラムの推進、提言 「配偶者からの暴力の防止及び被害者の保護に関する法律」改正	
2014年 平成26年			「熊本県女性の社会参画加速化会議」発足「熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第3次)」策定
2015年 平成27年	国連で、持続可能な開発目標(SDGs)を含む「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」を決定	「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」公布・施行 「男女共同参画基本計画」(第4次)策定	「熊本県女性の社会参画加速化戦略」策定
2016年 平成28年			熊本県男女共同参画計画(第4次)策定
2018年 平成30年		「政治分野における男女共同参画の推進に関する法律」公布・施行	
2019年 令和元年		「女性の職業生活における活躍の推進に関する法律」改正	熊本県配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護等に関する基本計画(第4次)策定
2020年 令和2年		「男女共同参画基本計画」(第5次)策定	女性活躍サミット2020開催
2021年 令和3年			熊本県男女共同参画計画(第5次)策定
2022年 令和4年		改正「育児・介護休業法」(育児休業の分担取得、出生時育児休業)の施行	
2023年 令和5年		「男女共同参画基本計画」(第5次)改正	
2024年 令和6年		「困難な問題を抱える女性への支援に関する法律」施行	「熊本県困難な問題を抱える女性への支援に関する基本計画」策定

MEMO

発 行 者：熊本県
所 属：男女参画・協働推進課
発行年月：令和 7 年（2025 年）4 月